

# 医療事故調査改善を

## 制度見直し患医連 国に要請

医療事故調査制度をめぐって、医療事故の再発防止と医療安全に取り組み「患者の視点で医療安全を考える連絡協議会」（患医連、永井裕之代表）は23日、厚生労働省内に見直すための検討会の設置などを求め、同省に要請しました。

同制度は、医療機関の管理者が「予期せぬ死亡事故」と判断した場合、医療機関に対して第三者機関への報告と院内調査を義務付けています。発足後5年がたちましたが、患医連は制度の不備で報告されるべき事故が報告されていないなど、課題

が残されていると指摘します。患医連は厚生省に提出した要請書で、見直し検討会の設置のほか、第三者機関の医療事故調査・支援センターに次の3点を可能にする権限と機能を与えよう求めています。遺族の相談などに基

づき、医療事故として報告されるべきと同セクターが判断した事例について、医療機関側が報告しない場合、①医療機関に事故の報告

を求める②報告を求めずとも応じなければ、医療機関名を公表し、遺族の求めに応じて事故調査を実施する③同セクターが行った調査報告書をすべて公表する

—ことです。同日、永井代表らとともに会見した医療過誤原告の会の宮脇正和会長は「医療機関は責任追及を恐れ、氷山の一角しか届け出せず、

多くの遺族が苦しんでいる。制度が生かされないまま、犠牲が繰り返されることを防ぐために、厚生省が動いてほしい」と述べました。



医療事故調査制度の改善を訴え会見する（右から）宮脇正和、永井裕之両氏ら＝23日、東京・霞が関の厚生労働記者会